

住宅等の耐震及び空き家に関する補助制度のご案内

1

木造住宅無料耐震診断

市が木造住宅耐震診断員を派遣し**無 料**の耐震診断を行います。

対象

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(在来軸組構法及び伝統構法)で、現在も居住しているもの

2

木造住宅耐震改修

木造住宅耐震診断の結果に基づいて耐震改修工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象

木造住宅耐震診断の結果、耐震性が不足する住宅

補助金の上限120万円

※改修費用の8/10で上記の金額まで

3

耐震シェルター設置

木造住宅耐震診断の結果に基づいて耐震シェルターを設置する工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象

木造住宅耐震診断の結果、耐震性が不足する住宅

補助金の上限30万円

※設置費用のうち上記の金額まで

4

木造住宅除却

木造住宅耐震診断の結果に基づいて解体工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象

木造住宅耐震診断の結果、耐震性が不足する住宅

補助金の上限20万円

※解体費用のうち上記の金額まで

5

ブロック塀等撤去

市道等に面した高さが1m以上のブロック塀等の撤去工事に要する費用の一部を補助します。

対象

道路または公共施設の敷地の境界から2.2m以内に設置されたコンクリートブロック等

補助金の上限10万円

※撤去費用または1m当たり1万円のいずれか少ない額の1/2で、上記の金額まで

6

空き家の除却

倒壊や建築材等の飛散のおそれがある危険な空家(不良住宅)を解体する場合、その費用の一部を補助します。

対象

不良住宅に認定された木造住宅

補助金の上限20万円

※解体費用の4/5で上記の金額まで

7

狭あい道路の拡幅整備等整備

建築行為等に伴う後退(セットバック)用地及び隅切用地を寄附いただく場合に、市が舗装整備を行うとともに、隅切用地の寄附について奨励金を交付します。

各種補助金毎に詳細な条件がございます。また、工事を着手する前に申請し、交付決定を受ける必要があります。



まずは都市計画課に
ご相談ください！

あま市都市緑化推進事業補助金制度について

市内の民有地の建物または敷地の緑化を進めるため、県が行う「あい森と緑づくり事業」に基づき皆様が行う緑化工事等の経費の一部に対し、補助金を交付します。

補助対象

- ・ 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化の工事費用のうち植栽、植栽基盤、かん水施設、園路整備にかかる費用
- ・ 生垣設置にかかる費用

主な補助要件

- ・ 緑化面積が50平方メートル以上の緑化工事
- ・ 生垣設置は、延長15メートル以上の緑化工事
- ・ あい森と緑づくり税を活用した事業を示す看板を設置すること
- ・ 補助対象の緑化施設を適正に維持管理すること
- ※その他補助金交付要綱に詳細に定めがあります。

補助金額 (予算の範囲内での交付です)

- 補助対象経費の2分の1以内で、下記のとおり算出
- ・ 屋上緑化、壁面緑化：緑化面積(平方メートル)×30,000円
- ・ 空地緑化：緑化面積(平方メートル)×15,000円
- ・ 駐車場緑化：緑化面積(平方メートル)×20,000円
- ・ 生垣設置：生垣の延長(メートル)×5,000円
- (上限額500万円、交付額10万円未満(生垣設置は3万円未満)は交付なし)



※必ず工事前に申請してください。

問 都市計画課 ☎ 441・7112